

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 「検査せずに臨床診断で処方を」

— インフルエンザ等で日医 —
厚生労働省が3月11日に新型コロナウイルス感染症が疑われる人の診療に関する留意点を示したことを受け、日本医師会は同日、都道府県医師会と市区医師会に内容を周知する通知を出した。

日医の通知では、一般医療機関でインフルエンザなどを診察する場合には、検査をせずに臨床診断で治療薬を処方することを検討してほしいと呼び掛けた。

厚労省の留意点では、患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク、目の防護具、ガウン、手袋を装着することとしている。会見で通知を説明した釜薙敏常任理事は、防護具が不足しているとし、患者が新型コロナウイルス感染症かどうか分からない状態では、検体の採取による感染の危険性が高いとした。患者に理解を得ていく必要があるとした上で、この対応については厚労省とも協議したと説明した。北海道で同感染症に感染した医師は患者にインフルエンザの迅速診断を実施していたことも明らかにした。

同感染症を診療した医療従事者が感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者に該当しないと示されたことについては「診療の継続をどうすればよいか、医療機関にとっては切実な問題」と指摘し、一律に休診する必要はないということが示されたと説明した。

【メディファクス】

■ トップの理解、医師の自主性が重要

— 働き方で日医・委員会答申 —
日本医師会は3月11日に開かれた厚生労働省の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」で、日医内に設置した「医師の働き方検討委員会」の答申書を提示した。勤務環境改善マネジメントの重要性について経営トップが理解する必要があるとする一方で、トップダウンだけでなく医師らの自主的な産業保健活動への参加が重要と指摘している。席上、同検討会委員の今村聡副会長が概略を説明した。

●副業・兼業「特殊性、明確に考慮を」

答申は6つの章で構成。「医師の健康確保と地域医療体制を両立する働き方」では、副業・兼業の問題について、医療機関での勤務を通算することにより医師の健康への影響や地域医療提供体制に支障が出ないように、医療の特殊性を明確に考慮した上で適切に議論が進められるべきとした。その上で、地域医療への影響に対する検証を新制度がスタートする2024年度まで待つのではなく、随時、評価指標を用いて地域医療への影響が出ていないか検証し、必要な対策を講じていくべきと提言した。

代替医師の確保にも触れ、多額の医業収益が民間職業紹介事業者に流出している事実があると指摘。医師不足に悩む医療機関は医業収益が低く紹介手数料を支払う余力がないため人材争奪戦で不利であり、医師偏在対策にむしろ逆行するとした。

●医師個人が自分のこととして

「医療機関のマネジメントの重要性」の章では、患者満足・従業員満足に目を向けた勤務環境改善マネジメントの実践が、患者の安全と健康を守り、職員の離職防止や人材定着にも好影響があることをトップ層が理解する必要があるとした。また、医師一人一人が「待ち」の姿勢ではなく、自分のこととして、それぞれの持ち場で業務の効率化に取り組む意識こそが、医療機関のマネジメント推進の原動力になると強調した。

同一地域内の医療機関が大学からの派遣医師を奪い合うのではなく、地域医療対策協議会を活用して共同で1人の医師の派遣を求めると、地域内での医療資源を弾力的かつ公平に活用する姿勢が大切とも指摘した。

「産業保健活動の確実な履行」では、▽職員▽産業医らを中心とする産業保健チーム▽院長ら施設開設者—の3者による相互連携が重要とした。

「健康確保のための具体的提言」と題する章では、▽医師個人ができること▽診療チームができること▽組織が取り組むこと—に分けて、それぞれが必要な取り組みを箇条書きで列記した。

●大学病院に合った独自の働き方

「大学病院の重要性と医師の働き方」と題する章も設けた。大学病院の働き方を検討す

る場合は、大学病院に合った独自の制度を検討すべきと指摘。教育・研究にも事務作業補助者を付けるなど、本務に能力を発揮できる環境整備が必要と提案した。

【メディファクス】

■ 「追加的健康確保措置」、枠組みを合意

— 厚労省・働き方検討会 —

厚生労働省の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」は3月11日、2カ月半ぶりに開かれ、医師の副業・兼業に関する追加的健康確保措置の枠組みについて、おおむね合意した。医師の自己申告などで把握した「副業・兼業先での労働時間」を通算した上で、追加的健康確保措置を実施する。勤務間インターバルなどの実施状況は医師本人が一定の管理をし、定期的に医療機関に報告する方向だ。代償休息には課題が残った。

医師の働き方改革では、面接指導、就業上の措置、連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息が該当する「追加的健康確保措置」を医療法に規定する方針。面接指導と就業上の措置は「月に1度、医師本人から副業・兼業先の労働時間の状況を自己申告してもらい、自医療機関の労働時間と通算し、155時間を超えていた場合には翌月に短縮措置を講じる」ことを提案した。

連続勤務時間制限と勤務間インターバルについては、副業・兼業先も含めて守れるシフトを組むのが原則で、守り切れなかった場合には代償休息を付与することになる。厚労省は医療機関の負担を考慮し「医師本人が一定期間の管理をして、その状況を定期的に医療

機関に報告する」ことを提案。医療機関は医師の自己申告で把握した副業・兼業先での労働時間も通算し、追加的健康確保措置を実施する。

こうした枠組みについては合意を得たが、代償休息の取り扱いには慎重論が出た。代償休息は所定労働時間中に時間休の取得として付与することのほか、勤務間インターバルの幅を延長することでも対応可能だ。厚労省はさらに「必要な疲労回復を目的とするという趣旨に鑑み、あらかじめ予定されていた休日も代償休息として算入できる」ことを提案した。休日でも出勤を命じられる場合があることを踏まえると、予定の休日を実際に取らせることで代償休息が付与されていると考えることも可能という発想だ。

同日の会合から村上陽子構成員（連合総合労働局長）と交代した連合総合政策推進局長の仁平章構成員は「予定の休日も代償休息に算入できるようでは、代償休息は取らなくて良いということと意味合いが同じ」と指摘。水島郁子構成員（大阪大大学院教授）は「解釈としては可能だろうが、あまり望ましい対応ではない」と述べた。代償休息は再度、議論される。

●次回会合で「想定される指定先案」提示

厚労省は、医師労働時間短縮計画に基づき各医療機関の労働時間削減の実績・取り組みを評価する「評価機能」を担う組織の立て付けも示した。評価機能として指定した法人の理事会内に事業運営委員会を設置するなどの内容。厚労省の担当者は会合の席上、想定される指定先の具体案を、次回会合に提示する考えを示した。

【メディファクス】

■ アリババ創業者がマスク12万枚寄贈

— 日 医 —

中国電子商取引大手アリババグループ創業者の馬雲氏から日本医師会へ寄付されたマスクの譲渡式が3月11日、東京・本駒込の日医会館で行われた。マスクは「KF94マスク」で、12万枚が寄贈された。日医の横倉義武会長は地域ごとの感染状況と需要を考慮した上で、速やかに都道府県医師会に発送するとした。

式には横倉会長と配布を担当する日本医療国際化機構の蔣暁松理事長が出席した。蔣理事長から横倉会長に目録が手渡され、横倉会長から感謝状が贈呈された。

蔣理事長によると、馬氏は2月に来日。自民党の二階俊博幹事長と会談し、中国へ日本から防護服を送ることが決まった。その後、約12万着の防護服が送られた。この支援への感謝の気持ちを込め、馬氏が二階幹事長にマスクの支援を申し出、計100万枚が送られることになった。

二階幹事長から打診を受け、日医から都道府県医へ配布することになった。蔣理事長は「これから日中の医療交流にも役立てばと思う」と述べた。

横倉会長はマスクの増産を要望している一方、供給されるまでには時間がかかるとし、寄贈に感謝を述べた。寄贈されたマスクが入った段ボールに記された「共に困難を乗り越えよう」という意味の中国語のメッセージに触れ、「われわれ医療者も国民と共に手を携えて新型コロナウイルスと戦っていききたい」と述べた。

【メディファクス】